

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第6号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鈴鹿市条
例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p>

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報又は利用特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 別表第3の第1欄に掲げる市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に

掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市の執行機関が、市の他の執行機関に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該市の他の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第2（第4条関係）

市の執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の規定による福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第19号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する</u>

別表第2（第4条関係）

市の執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の規定による福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	

		<p>る情報（2の項において「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（2の項において「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>			<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（2の項において「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定め	<p><u>医療保険給付関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定め	<p><u>国民健康保険法（昭和33年法律第19号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</u>であって規則</p>

	るもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		略
3 市長	<u>特定個人番号利用事務</u> （生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（別表第3の3の項において「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報 照会	事務	情報 提供	特定個人情報
----------	----	----------	--------

	るもの	規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（3の項において「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		略
3 市長	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> （ <u>法第19条第8号の規定により同表の第4欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務</u> に限る。）であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（別表第3の2の項において「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報 照会	事務	情報 提供	特定個人情報
----------	----	----------	--------

機関		機関	報	機関		機関	報
<u>1</u> 市長	<u>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</u>				
<u>2</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	<u>1</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和 <u>33年法律第56号</u> ）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
<u>3</u> 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> 生活困窮外国人の保護	<u>2</u> 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活困窮外国人の保護

	則で定めるもの		関係情報であつて規則で定めるもの		則で定めるもの		関係情報であつて規則で定めるもの
--	---------	--	------------------	--	---------	--	------------------

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、第5条、別表第2の1の項及び2の項並びに別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。